

## 錦江町農業委員会6月総会議事録

- 開催日時 平成30年6月26日(金) 午後1時30分から
- 開催場所 錦江町役場 会議室
- 出席委員(農業委員15人、農地利用最適化推進委員8人)

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	鈴 一磨
委員	3番	安水 純一
〃	4番	鳥越 秀一
〃	5番	徳永 哲朗
〃	6番	坂元 博美
〃	7番	寺田 郁哉
〃	8番	鍋 康博
〃	9番	元丸 敏朗
〃	10番	貫見 和洋
〃	11番	毛下 利美
〃	12番	内菌 雄治
〃	13番	宿利原 進
〃	14番	本釜 好子
〃	15番	平原 榮

### 農地利用最適化推進委員

〃	内菌 政文
〃	山中 徹
〃	水流 佳文
〃	竹原 政洋
〃	安水 峯晴
〃	西川 健児
〃	折小野 道男
〃	横原 利己

- 事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 川越 正治

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第13号 農地法第3条許可申請について

議案第14号 農地法第4条許可申請について

議案第15号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第16号 非農地証明願について

議 長	<p>只今より平成30年6月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日の出席であり、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に10番 貫見委員と11番 毛下委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、会務報告についてを議題とします。</p> <p>事務局から報告と説明をお願いいたします。</p>
事務局	「会務報告と説明」
議 長	只今の会務報告について、質問等はありませんか。
全委員	(発言なし)
議 長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>それでは附議事項に入ります。</p>
議 長	<p>次に議案第13号 農地法第3条許可申請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第13号について説明いたします。</p> <p>先ず、受付番号3号の譲渡人は、O・Tさん、S自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、神川字北長尾5733番2、地目は畑、地積は1,493㎡となっています。</p> <p>譲受人はK・Zさん、A自治会在住の方です。</p> <p>この申請は売買による所有権移転となっています。</p> <p>K・Zさんの経営状況は、世帯員6名、労働力4名、自作地33,411㎡、貸付地1,025㎡で、養豚、甘藷を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械等の所有状況は、トラクター、耕転機各1台となっています。</p> <p>次の受付番号4号の譲渡人は、N・Yさん、S自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、神川字金吹谷岡6418番5、地目は畑、地積は2,826㎡とな</p>

	<p>っています。</p> <p>譲受人はI・Oさん、S自治会在住の方です。</p> <p>この申請は売買による所有権移転となっています。</p> <p>I・Oさんの経営状況は、世帯員3名、労働力2名、自作地10,096㎡で、肉用牛を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械等の所有状況は、トラクター、耕耘機各1台となっています。</p> <p>受付番号3号、4号の担当調査員は、竹原推進委員です。</p> <p>次の受付番号5号の譲渡人は、農事組合法人Nさん、M町に拠点を置く法人です。</p> <p>申請地は、田代麓字内之牧5138番739、地目は畑、地積は32,862㎡となっています。</p> <p>譲受人は株式会社Nさん、M町に拠点を置く法人です。</p> <p>この申請は売買による所有権移転となっています。</p> <p>株式会社Nさんの経営状況は、構成員10名、労働力10名、雇用が200名で、現在、自作地、小作地はありません。株式会社Nさんは、養豚、ネギを主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械等の所有状況は、トラクター5台、耕運機各1台となっています。</p> <p>受付番号5号の担当調査員は、横原推進委員です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず、受付番号3号、4号についてを、竹原推進委員お願いいたします。</p>
竹原推進委員	<p>はい。受付番号3番の譲受人はK・Zさんです。土地はKファームの隣にありまして、囲まれた所にあります。綺麗に草刈り等もされますので、問題は無いかと思えます。ご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>次に受付番号4番の譲受人はI・Oさんです。この土地は自作地の隣にありまして、農地集約には良いんじゃないかと思えます。綺麗に耕作されていますので問題ないと思えます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号5号についてを、横原推進委員お願いいたします。</p>
横原推進委員	<p>はい。受付番号5番につきましては、農事組合法人Nさんから、株式会社Nへの移動ですので問題は無いのではないかと思います。場所は内ノ牧となります。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各担当調査員から調査報告がありました。質疑はありませんか。</p>
15番 平原委員	<p>3号、4号は値段はいくらですか。</p>
竹 原 推進委員	<p>3番は反当〇〇円ということでした。4号は値段は教えて頂けませんでした。</p>
1番 宿利原委員	<p>このO・Tさんののは、シキミの所ですか。</p>
竹 原 推進委員	<p>そうです。</p>
事務局	<p>5番の農事組合法人南洲農場から株式会社南洲農場への売買については、反当〇万〇〇円、金額にして〇〇〇万〇〇〇円ということでございます。</p>
議 長	<p>他にありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「ありません」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第13号のうち、受付番号3号についてを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第13号のうち、受付番号3号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第13号のうち、受付番号3号については、原案のとおり決定しました。</p>

議 長	<p>次に、議案第13号のうち、受付番号4号についてを採決します。 お諮りします。 議案第13号のうち、受付番号4号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。 したがいまして、議案第13号のうち、受付番号4号については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第13号のうち、受付番号5号についてを採決します。 お諮りします。 議案第13号のうち、受付番号5号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。 したがいまして、議案第13号のうち、受付番号5号については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に議案第14号 農地法第4条許可申請についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第14号について説明いたします。  先ず、受付番号2号は、農業用施設への転用申請となっています。  申請者は、農事組合法人Nさん、M町に拠点を置く法人です。  申請地は、田代麓字内之牧5138番760、地目は畑、地積は1,783㎡となっています。  なお、この申請は追認の申請となっています。  6頁から9頁にかけて、位置図、配置図等を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。  この件の担当調査員は、資料では横原推進委員となっていますが、6番 坂元委員をお願いいたします。  以上です。</p>

議 長	ただいま事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を6番 坂元委員お願いします。
6 番 坂元委員	はい。この農地につきましては、先ほど議案13号の受付番号5号の権利移動に係る案件と同時に権利移動の申請があったようであります。当該農地に農業用倉庫が建設されていることがわかりまして、権利移動の前に転用の手続きが必要であることから、転用の許可申請をしてもらうことになったもので、会務報告でもありました通り、6月21日に当該農地の現地確認を行ないました。当該農地の近くには南洲農場の豚舎があって、既存の農業用倉庫が手狭になったことから、道路から近い当該農地に14・15年前に倉庫建設したというようなことのようにあります。この一帯は、土中に石が多く混じっていて、耕作には不向きな農用地であると認識しています。以上、報告を終わります。
議 長	ありがとうございました。 ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
15番 平原委員	この地図では739まで食い込んでないですか。
事務局	739は3条申請が出た物件なんですけど、739と760を3条で持って来られたんですけど、航空写真を見たらこの倉庫があるということで、そして法務局の公図を確認したら、その公図に739として位置づけられていたので、地籍調査が終わっていない関係で、ほぼこうであろうということで760は。
15番 平原委員	この図面では入っていないですか。
事務局	このぐにやぐにやとなっている線は等高線ですので。筆界ではないので。今この破線で囲ってある所が760です。
5 番 徳永委員	この申請書の書き方からすれば、今から建設しますよという取り方になるんですけども、それでいいの。
事務局	基本的には書き方とすればしますよという形になるけれども、実際作ってしまっているんで、工事期間とかは実際工事をした、例えば平成17年なら平成17年の何時というのを書く形です。

5 番 徳永委員	実際の期間を書いて申請する訳。
事務局	基本的にはそうです。始末書を付けて。
1 番 宿利原委員	農業用倉庫だから通らない訳じゃないけど。
議 長	他に質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第14号を採決します。 お諮りします。 議案第14号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第14号については、原案のとおり決定しました。
議 長	次に、議案第15号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請についてを議題とします。 お諮りします。 会議資料のとおり、今回は37筆の利用集積計画について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を3回に分けて行い、その都度議決したいと思います。ご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)



議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第15号のうち、受付番号37号から39号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第15号のうち、受付番号37号から39号までについて説明いたします。まず、受付番号37号の貸し人はS・Hさん、T市在住の方です。</p> <p>申請地は田代麓字原田3002番2、地目は田、地積は583㎡となっています。貸付期間は平成30年8月1日から平成35年12月14日までで、小作料金は2,500円となっています。</p> <p>借り人は、Y・Hさん、Y自治会在住の方です。</p> <p>Y・Hさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地8,467㎡、小作地97,177㎡で、肉用牛を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は250日で、農業機械の所有状況は、トラクター、モア各2台、テッダー1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、3番 鍋委員です。</p> <p>次の受付番号38号の貸し人はY・Sさん、I市在住の方です。申請地は田代麓字松ノ崎4994番10、地目は畑、地積は2,669㎡となっています。貸付期間は平成30年6月27日から平成35年12月14日までで、小作料金は13,300円となっています。</p> <p>借り人は、A・Sさん、A自治会在住の方です。</p> <p>A・Sさんの経営状況は、世帯員1名、農業従事者1名、雇用が1名で100日、小作地37,510㎡で、葛、ワラビを主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は250日で、農業機械の所有状況は、トラクター、ライムソア、掘り取り機各1台となっています。</p> <p>この件については、事務局から報告いたします。</p> <p>次の受付番号39号の貸し人はK・Eさん、M町在住の方です。申請地は田代川原字堂ノ後5618番2、地目は田、地積は2,669㎡となっています。貸付期間は平成30年6月27日から平成35年12月14日までで、小作料金は2,200円となっています。</p> <p>借り人は、農事組合法人Nさん、M町に拠点を置く法人です。</p> <p>Nさんの経営状況は、職員4名、雇用が30名で5,000日、自作地116,000㎡、小作地98,000㎡で、茶、肉用牛、水稻を主体とした経営をされています。農業機械の所有状況は、トラクター、茶防除機各3台、管理機5台、茶摘採機2台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、10番 貫見委員です。以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず、受付番号37号について、3番 鍋委員お願いいたします。</p>
3 番 鍋委員	<p>それでは説明いたします。場所ですが、この場所は役場の田代支所と直ぐ近くにJAのスタンドが国道沿いに建っておりますけれども、その丁度中間点あたりのところになります。以前はここにはハウスが建てられておりまして、Nさんが米の育苗とかというような形で使われていた場所でもあります。現在はハウスも取り除かれて更地となっております。借り手のY・Hさんは認定農業者でもあられまして、現在親牛37頭を飼う畜産農家で、後継者の息子さんと2人で頑張っておられます。錦江町が定める要件等、クリアされていると思われます。何ら問題は無いと思われますので、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号38号について、事務局からお願いいたします。</p>
事務局	<p>この松ノ崎というのはトンネルを抜けて、新田集落と中尾集落の間にある農地です。ここは以前、Mさんが甘藷等を作っていたんですけども、農業の方を規模縮小されるみたいで、後を探しておりましたけれども、A・Sさんが借りたいということで話がまとまりました。A・Sさんについては認定新規就農者ということで、ワラビ、葛を主体としながらやっていらっしゃる方です。今のところ借りている圃場等を見て見ますと、圃場等も管理もされておりますし、これからも面積を増やしたいということで話されておりますので問題は無いかというふうに思います。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号39号について、10番 貫見委員お願いいたします。</p>
10番 貫見委員	<p>報告いたします。39号の借り人のN生産組合は、Oが経営する生産組合でございます。場所は田代中学校の裏にあります山間にある水田地帯でございます。ここに3筆ありまして、4月に中間管理機構を通しまして契約を結んで頂いたんですけども、K・Eさんの分だけが名義がちょっと直らないということで利用権の設定となったところでございます。何ら問題は無いと思います。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>

委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第15号のうち、受付番号37号から39号までを採決します。お諮りします。</p> <p>議案第15号のうち、受付番号37号から39号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第15号のうち、受付番号37号から39号までについては、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に議案第15号のうち、受付番号40号から45号までについてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第15号のうち、受付番号40号から45号までについて説明いたします。先ず受付番号40号から43号までの貸し人はN・Mさん、M町在住の方です。申請地は40号が田代麓字屋敷ノ下2025番2、地目は田、地積は1,027㎡、41号が田代麓字屋敷ノ下2028番2、地目は田、地積は970㎡、42号が田代麓字屋敷ノ下2029番1、地目は田、地積は916㎡、43号が田代麓字屋敷ノ下2029番2、地目は田、地積は1,177㎡で、4筆の合計は4,090㎡となっています。貸付期間は平成30年6月27日から平成35年12月14日までで、小作料金は、40号から42号が各4,500円、43号が5,500円となっています。</p> <p>借り人は、S・Kさん、K自治会在住の方です。</p> <p>S・Kさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者3名、雇用が2名で500日、自作地29,815㎡、小作地108,015㎡で、甘藷、露地野菜を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター5台、掘り取り機2台、タイヤショベル、ツル切り機各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、折小野推進委員です。</p> <p>次の受付番号44号、45号の貸し人はS・Tさん、T自治会在住の方です。</p>

	<p>申請地は44号が神川字廣瀬ノ上892番、地目は畑、地積は847㎡、45号が神川字廣瀬ノ上893番1、地目は畑、地積は2,303㎡で、2筆の合計は3,150㎡となっています。貸付期間は平成30年8月1日から平成35年12月14日までで、小作料金は、44号が2,541円、45号が6,909円となっています。</p> <p>借り人は、H・Tさん、T自治会在住の方です。</p> <p>H・Tさんの経営状況は、世帯員4名、農業従事者3名、自作地4,977㎡、小作地12,685㎡で、肉用牛を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、トラック各3台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、12番 内菌委員です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず、受付番号40号から43号までについて、折小野推進委員お願いいたします。</p>
折小野 推進委員	<p>はい。借り人のS・Kさんは、焼酎用の甘藷を主体として生産されております。認定農家でもありますし、手広くやっておられますので何ら問題は無いと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号44号、45号について、12番 内菌委員お願いいたします。</p>
12番 内菌委員	<p>はい。このSさんの土地はお茶を植えていたんですが、お茶をしないということで、後輩にあたるH・T君に貸すことになりました。Hさんは肉用牛を、子牛を合わせて45頭、畑を1.8ha作っており、認定農家でもありますし、真面目に仕事に取り組んでいるので、何ら問題は無いと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「ありません」の声)</p>

議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第15号のうち、受付番号40号から45号までを採決します。お諮りします。</p> <p>議案第15号のうち、受付番号40号から45号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第15号のうち、受付番号40号から45号までについては、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に議案第15号のうち、受付番号46号から73号までについてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第15号のうち、受付番号46号から73号までについて説明をいたします。</p> <p>受付番号46号から73号までについては、農地中間管理事業による利用権の設定でございます。</p> <p>お手元に配分計画案を配布してございますので、それをご覧ください。</p> <p>左側が利用権設定対申請地、中ほどが再配分条件、右側が再配分予定者、そして一番右側が協力金対象欄となっております。</p> <p>従前の耕作者欄の利用権設定契約の欄に農地中間管理法による設定というのが入っているものがあります。これについては公社からの借受者の変更ということになります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	ただいま事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。
3 番 鍋 委員	借受者の変更の場合には、前の人との貸借についてお金が個人に、農地を貸した人に入ったのが、新たに変わった場合にそこはどうなるんですか。
事務局	耕作者が変わったという話ですが、協力金については、地権者の方に協力金が出ているんですが、そこは変更は無い。ただし、耕作者が変わったことによって、賃料が変わるのは有り得ます。ですから前の条件と変わって、例えば1万円で借

	りていた所が8千円になったりとか。そういうのは有り得ます。
3 番 鍋 委員	もらったお金はそのままということですね。
事務局	協力金の変更は無いということです。 機構から貸し出した耕作者が変わったということです。ですから、機構に貸した出し手は変わらないということです。
議 長	他にありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第15号のうち、受付番号46号から73号までを採決します。 お諮りします。 議案第15号のうち、受付番号46号から73号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第15号のうち、受付番号46号から73号までについては、原案のとおり決定しました。
議 長	次に議案第16号 非農地証明願を議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第16号について説明いたします。 受付番号2号の申請人はA・Mさん、K自治会在住の方です。 申請地は神川字権現平3937番4、地籍は429㎡、地目は台帳は畑、現況は山林となっています。 16頁に航空写真が添付してありますのでお目通し下さい。 この件の担当調査委員は、水流推進委員です。以上です。

議 長	ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を水流推進員お願いいたします。
水 流 推進委員	はい。説明します。この土地につきましては、現況ではもう周りも山でありますし、また、取り付け道路も無いので、この申請どおりしてもらいたいと思います。以上です。
事務局	場所については、Kの上の方のK市境の、数年前に太陽光にしたところの隣になります。
議 長	ありがとうございました。 ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第16号を採決します。 お諮りします。 議案第16号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第16号については、原案のとおり決定しました。
議 長	以上で、平成30年6月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

10番

11番

議事録調整者 窪 和人